

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：照明器具及び電球のエネルギー消費効率の向上を進める政策

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

評価実施時期：平成31年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

[予測される状況]

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物、機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

これまで機械器具については、国内において大量に使用され、かつ、エネルギーを大量に消費するエネルギー消費機器（以下「特定エネルギー消費機器」¹という。）を29機器定め、その製造又は輸入の事業を行う者（以下「エネルギー消費機器等製造事業者等」という。）に対してエネルギー消費効率²の向上努力を求めてきたところ（「トップランナー制度」）。

「エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）」においては、「高効率照明（例：LED照明、有機EL照明）については、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%の普及を目指す。」とされているが、エル・イー・ディー・電灯器具の照明器具市場における出荷比率は未だ100%には届いていない。また、エル・イー・ディー・ランプの電球市場における出荷比率は約60%で横ばいである。現行のトップランナー制度は、「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具」及び「エル・イー・ディー・ランプ」のみを規制対象としているが、

¹ 特定エネルギー消費機器の要件は後述（p2）。省エネ法第145条第1項に3つの要件が規定されている。

² エネルギー消費効率とは、例えば、年間消費電力量（kWh/年）など単位当たりのエネルギー消費量をいう。

現行の規制対象を拡大し、目標水準をエル・イー・ディーのエネルギー消費性能水準を踏まえたものにしなければ、これ以上高効率照明の出荷比率を向上させることは難しく、この水準が維持されると予測される（ベースライン）。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその原因]

エル・イー・ディー・電灯器具については、製造事業者等の努力により市場価格が低下しているが、照明器具市場に占めるエル・イー・ディー・電灯器具の出荷比率は未だ 100%には届いていない。また、電球については、エル・イー・ディー・ランプの普及が進んでいるものの、エル・イー・ディー・ランプ以外の電球への買い替え需要が引き続きあり、エル・イー・ディー・ランプの電球市場における出荷比率は 60%で横ばいになっている。

エル・イー・ディー・電灯器具は、照明器具として蛍光灯器具と同等の用途で使用されており、エル・イー・ディー・ランプは、白熱電球等と同等の用途で使用されている。こうした状況の中で、現行のトップランナー制度は、照明器具についてはエル・イー・ディー・電灯器具を対象としていないため、エル・イー・ディーの優れたエネルギー消費効率を踏まえた目標を設定できておらず、また、電球については一定の出荷比率を有している白熱電球などを規制の対象としていないため、照明器具や電球全体としてエル・イー・ディー等による高効率化を促せていない。

[規制以外の政策手段の内容]

現行の規制対象となっていない照明器具及び電球の製造事業者等に対してエネルギー消費効率の向上の取組を促すためのガイドラインを作成するとともに、その周知を行う任意の措置とすることも考えられるが、ガイドラインは、事業者に対して法的な義務を課すものではないため、実効性の確保が困難であり、課題の解決手段として適切ではないと判断される。

[規制の内容]

本規制案は、照明器具や電球全体としての一層のエネルギー消費効率の向上を図るため、同等の用途や市場で使用されている、エル・イー・ディー・電灯器具、白熱灯器具及び蛍光灯器具を「照明器具」として、エル・イー・ディー・ランプ、白熱電球及び蛍光ランプを「電球」として、一元的に特定エネルギー消費機器とし、そのエネルギー消費効率の向上を促す。

具体的には、特定エネルギー消費機器の製造事業者等は、個別の機器ごとに定めた目標年度において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値を算出し、製品区分ご

とに設定された基準値を上回るよう努めなければならない。

基準値を達成しなかった製造事業者等には、未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告させるほか、エネルギー消費性能等の向上を相当程度行う必要があると認められるときは、経済産業大臣が勧告を行い、さらに、本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、エネルギーの使用の合理化を著しく害すると認められたときは、命令といった措置がなされる。また、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処することとしている（省エネ法第146条、第162条、第170条）。

また、エネルギー消費機器等製造事業者等においては、消費者が当該機器を購入する際にエネルギー消費効率に関する情報（品名、エネルギー消費効率、エネルギー消費機器等製造事業者等名等）を取得できるように表示を行うことが現行の省エネ法第147条において規定されている。さらに、表示についても罰則規定等が設けられている（省エネ法第148条、第162条、第170条）。

なお、これら勧告等の対象を技術的・資力的な観点から社会的に妥当である者に限定するため、勧告等の対象となる要件として、特定エネルギー消費機器ごとの国内年間総出荷量の0.1%程度を目安とし、照明器具及び電球については以下の数値を定めることとする。

	要件	国内年間総出荷台数
・照明器具	50,000台	57,593千台
・電球	200,000個	231,346千個

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

エネルギー消費機器等製造事業者等は、目標年度までに告示で定める基準値の達成が求められるため、扱う製品の設計・仕様の見直しや開発などの対応が必要となるが、機器の省エネ性能には差異があるため、必要となる投資額について定量的な費用の推計は困難である。性能の表示義務への対応については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカatalog等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。

また、規制導入時には、エネルギー消費機器等製造事業者等による研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上がりが予想されるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから価格上昇は限定的である。なお、これまでにトップランナー制度を導入してきた機器においても、省エネ性能が改善する中で、平均価格が大幅に上昇し

ているような傾向は見受けられない。

(参考：CPI (consumer price index) の変化 エネルギー消費効率の向上を促した他の機器の例)

機器	改正年	改正前	現在
エアコン	2006	153.8 (2006)	100.4 (2017)
プリンター	2007	144.8 (2007)	110.0 (2017)
総合CPI		97.2 (2006、2007)	100.4 (2017)

[行政費用]

エネルギー消費機器等製造事業者等に対して、報告徴収により目標年度における基準値の達成状況についての確認作業を行うため(省エネ法第146条)、一定程度の業務が増えることになるが、現在、特定エネルギー消費機器として29機器の業務を執行しており、今回の見直しに係る業務も同様の業務フローとなるため現行制度の下での対応が可能であり、追加負担は限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の緩和ではないため該当せず。)

3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

[直接的な効果]

本規制は、新たに省エネ法の規制対象となる照明器具及び電球の製造事業者等に対するエネルギー消費効率の向上等に係る義務を通じて長期エネルギー需給見通し(平成27年経済産業省決定)の実現に寄与するもの。

具体的には、2030年までに家庭部門においては原油換算で約200万kl、業務部門においては約230万kl、産業・転換部門においては約110万klの省エネが見込まれている。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

[便益]

例えば、本規制の導入を通じて照明器具や電球の効率が向上し、これを利用する事業者や消費者の省エネ取組が進むことで、我が国全体のエネルギーコストの削減にも寄与する。照明器具や電球の使われ方は様々であり、エネルギーコストの削減を定量化するのは困難であるが、長期エネルギー需給見通しで見込む約 540 万 kI の省エネについて、一定の仮定を置いて単純に電気料金に換算すると約 9,000 億円に相当する。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の緩和ではないため該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

温室効果ガスの削減に向けた国際的な動き等を踏まえると、今後、照明器具や電球を含むエネルギーを多く用いる機器のエネルギー消費効率の向上の重要性は一層高まると考えられる。本規制によりエネルギー消費効率の目標を定めることにより、その目標を達成するため、企業のエネルギー消費性能向上に関する技術力がより向上すると考えられ、我が国の国際競争力の向上に資することも期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の導入に伴い、エネルギー消費機器等製造事業者等や機器の使用者、行政機関に追加費用が発生すると考えられるものの、その程度は限定的であり、温室効果ガス削減の観点からも重要な長期エネルギーミックスの達成への貢献や使用に伴うエネルギーコスト低減、エネルギー消費機器等製造事業者等の競争力の強化への寄与を踏まえれば、便益が費用を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

[代替案の内容]

本規制の代替案としては、トップランナー制度による規制を行わず、エネルギー消費機器等製造事業者等に対して、当該性能の表示のみを義務化することによりエネルギー消費性能の向上を図ることが考えられる。

[費用・効果]

エネルギー消費性能の表示のみを義務化した場合、消費者を意識してエネルギー消費性能の向上に努める製造事業者等の増加が期待される一方で、消費者は初期投資（価格）を優先する場合もあるため、低価格を重視して努力を怠る製造事業者等も排除できず、照明器具や電球の十分な高効率化は見通せない。また、努力する製造事業者等にとっては普及による価格低減が進みにくい状況が予想され、努力を妨げる可能性も懸念される。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は製造御事業者等によるエネルギー消費性能の向上に向けた努力が確実に見込まれるため、規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会において、トップランナー制度の見直しによる新たな規制対象について、現行の省エネ法で規定されている3つの要件、①我が国において大量に使用されているエネルギー消費機器であること、②その使用に際し相当量のエネルギー消費機器であること、③そのエネルギー消費機器に係るエネルギー消費効率向上を図ることが特に必要なものであることを満たしていることが確認された。

その後、省エネルギー小委員会の下に「照明器具等判断基準ワーキンググループ」が設置され、基準策定に関する基本的考え方（原則）に基づき、目標年度や目標基準値、測定方法など技術的な議論を含めた審議・取りまとめが行われ、照明器具及び電球の新たな基準案が妥当とされた。

※詳細資料は下記参照

・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会照明器具等判断基準ワーキンググループ取りまとめ

<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170310004.pdf>

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、法律において見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とする。』と定められていることに則り、5 年後を目途に、事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要。

省エネ法に基づく報告徴収等を通じて、今回の改正に伴って新たに特定エネルギー消費機器となる照明器具及び電球の製造事業者等が製造及び輸入する機器のエネルギー消費効率、出荷台数等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。